

## 鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定審査会委員公募要綱

### 1 目的

鳥取県地球温暖化防止活動推進センターを指定するための審査会の委員を公募し、県民の視点を取り入れた議論を行う。

### 2 公募委員の役割

公募委員は、鳥取県地球温暖化防止活動推進センター指定審査会に出席し、その他の委員とともに鳥取県地球温暖化防止活動推進センターの指定に関する事項について審査する。

### 3 募集内容

公募委員の募集に当たっては、次のとおりとする。

#### (1) 応募資格

鳥取県民の方で、次のすべての要件を満たすこと。

ア 地球温暖化防止及び気候変動適応について関心・知識があり、あわせて環境実践活動等に関する関心及び知識があること。

イ 県内在住の満18歳以上の方であること。(令和3年4月1日現在)

ウ 鳥取県が設置する他の附属機関の委員に就任していないこと。

エ 審査会に参加できること。(平日、任期中に1回程度開催予定)

オ 鳥取県暴力団排除条例に規定される暴力団員等でないこと。

カ 鳥取県議会議員及び鳥取県職員並びに市町村長及び市町村議会議員でないこと。

#### (2) 応募方法等

所定の応募様式により、期限までに提出先に必要事項を記載した書類を郵送、電子メール、持参のいずれかにより提出すること。

#### (3) 募集人数

公募する委員は1名とする。

#### (4) 応募期間

令和4年2月14日(月)～2月28日(月) 必着

#### (5) 任命の時期及び任期

任命の日から令和4年3月31日まで

#### (6) 応募書類提出先

鳥取県生活環境部脱炭素社会推進課

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地

電話 0857-26-7205 電子メール [datsutanso@pref.tottori.lg.jp](mailto:datsutanso@pref.tottori.lg.jp)

### 4 公募委員の決定

公募委員の決定に当たっては、次のとおりとする。

#### (1) 決定方法

応募書類による書類選考により決定する。脱炭素社会推進課職員により候補者を選定し、生活環境部長が決定する。

#### (2) 応募がない場合等の取扱い

再募集は行わない。

### 5 決定後の手続等

選考結果については、応募者全員に郵送で通知する。

### 6 その他

(1) 応募に際して提出された書類は公募委員の決定のみに使用し、それ以外の目的では使用しない。

また、提出された書類は返却しないこととする。

(2) 審査委員会を公開で開催した場合、公募委員は同会の議事録など、審査委員会関係の資料(氏名及び発言内容)は全て公開することに同意されたものとして取り扱う。

(3) 公募委員として審査委員会に出席される場合には、県の規定に基づき、謝礼と交通費を支給する。

(4) その他、公募に関する具体的な手続きについては、脱炭素社会推進課で作成する。

### 附 則

この要綱は、令和4年2月10日から施行する。